

議 長 受付番号第2号、唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第2号、質問議員、第1番 唐澤一代。件名、少子化対策・子育て支援の取り組みについて。

(1) いよいよ4月から不妊治療における保険適用が始まります。町の助成制度の見直しと、保険適用外治療に係る窓口自己負担金額を減少させる仕組みを導入するお考えは。

(2) 産後ケア応援助成金事業の継続と、助成制度をコロナ禍限定や産後ケア施設限定にせず、「産後ドゥーラ」や「産後ドゥーラのような助産師派遣制度」等とも組み合わせ、拡大して展開していくお考えは。

(3) 今後の新しい取り組みとして、全国でも例のない松田町独自の施策となる「出産手当金上乘せ助成金事業（仮称）」を導入するお考えは。

以上です。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問ですが、国では今年の4月から開始される特定不妊治療への保険適用に向けた議論が進められておりますが、我々基礎自治体に対し、正式な内容が示されていない状況でございます。町といたしましては、令和4年度より新たに特定不妊治療の保険適用が開始されても、今までと同様に、保険適用外の分については助成の対象としてまいりたいと考えております。

現在、本町が行っております不妊治療費の助成について申し上げますと、一般不妊治療においては、令和2年度10月1日以降の治療より、医療保険が適用されない治療を助成の対象とし、1回につき5万円を上限としております。また、特定不妊治療については、平成27年4月1日以降の治療について、治療に要する費用の一部20万円を上限に助成をしております。なお、一般不妊治療、特定不妊治療とも所得制限や年齢制限は設けてございません。

次に、保険適用外治療に係る窓口自己負担金額の減少についてでございます。現在の手続を申し上げますと、特定不妊治療の助成は神奈川県も行っておりますので、助成を受けていただくには、保険適用外の費用のうち、まず神奈川県

の助成制度を利用していただき、残りの分が町の補助対象となっております。議員おっしゃるとおり、申請手続をワンストップで行うことで、御本人様、また御家族様の負担が軽減されることは承知しておりますので、今後、神奈川県へ申請手続のワンストップ化の要望を行うと同時に、御本人様、御家族様の申請手続を簡素化するために、今後、医療機関様を含め、どのような方法で実施できるかなどの調整を行い、御協力いただける医療機関からワンストップ化申請について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に2点目の御質問にお答えをいたします。まず、産後ケアの助成につきましては、令和4年度は新型コロナウイルス感染症総合対策事業の産後ケア応援助成金として、宿泊、デイケアともに継続を予定しておりますが、コロナ禍限定とする考えはございませんので、御安心ください。また、現在行っている母子保健事業の中で、産後ケア事業として御希望される産婦さん宅を助産師が訪問し、専門分野である母乳、育児に関することなど、不安や相談に対応していく事業も引き続き継続してまいります。コロナ禍であるため、御自宅への訪問を拒まれる方もおいでかと思いますが、コロナ感染症が落ち着き、訪問型産後ケア事業に、家事支援や育児支援などにも御希望があるようでしたら、議員のおっしゃるような産後ドゥーラ等の派遣事業を導入し、産婦さんが安心して過ごせるよう、事業の拡大を図ってまいりたいというふうにも考えております。

続きまして、3点目の御質問にお答えいたします。出産に関する費用負担軽減を目的とし、出産時に1児につき、子供1人につき42万円の支給がある出産育児一時金と違い、出産手当金は働いている妊産婦さんが、勤務先が加入している一般的な社会保険の給付事業として、出産のためお休みし、給与などの収入を得ない場合に受け取れる給付金となっております。出産日以前42日、出産後の、出産の翌日以後56日目までの範囲で受け取れる金額は、毎月給与等収入の標準報酬月額平均額の3分の2が支払われることとなりますので、対象となられる方の収入により金額に相違が生じますが、仕事をされているときの収入と産前・産後に休んでいる、お休みされているときの収入との差、3分の1の収入が減ることとなります。また、この出産手当金の給付事業は、一般的な

社会保険に加入されている方を対象とした給付制度であります。就労されていない妊産婦さんや自営業者さん、フリーランスなど国民健康保険に加入されている方々については給付制度がないので、給付されないこととなります。

議員から御提案いただきました出産手当金の上乗せ分ほどの額には至っておりませんが、令和4年度予算に新たに町独自の事業として子育て応援給付金として、全ての0歳児と1歳児のお子様を対象に、1人3万円の給付を計上しております。今後、何らかの理由により未就労や離職されているお母さん方にも公平に給費しなければならないことを念頭に、今後の制度として減収となっている3分の1の額にこだわらず、松田町として給付可能な額等を研究し、しかるべきときに議員の皆様方にお示しし、対応してまいりたいというふうに考えております。御提案ありがとうございました。

1 番 唐 澤

御丁寧な回答をありがとうございました。まず、手続のワンストップ化、こちらの仕組みを導入することで、患者さんが前もって高額な治療費を立て替える必要がなくなります。助成金や給付金を支給するという形に限らず、行政と医療機関が連携し、少しの工夫をすることで経済的支援が可能となります。その先の効果として期待できるのは、体の問題ではなく、経済的な理由で子供を望むことを諦める患者さんが減り、治療に対する意欲や経済力が高まり、出産の可能性が上がり、少子化対策に貢献できるということです。国や県が率先して動いてほしい仕組みではございますが、引き続き県への要望を実施しつつ、近隣の医療機関に協力を仰ぎながら実現化に向けて頑張りたいと思います。

(1)の再質問ですが、幾つかございますので、よろしく願いいたします。まず、先日の議員勉強会において、不妊治療、不育症治療の助成を受けられた世帯の過去件数データを共有していただき、ありがとうございました。そのデータを見ても分かるのが、昨年度、件数が大幅に減少しています。その理由が分かりましたら教えてください。

子育て健康課長

特定不妊治療、そういったところの実績ですが、議員おっしゃるとおり、前回お示しましたとおり、令和2年度に比べてかなり減っております。理由と

しましては、令和2年度は、人数的に13人の方からお申込みがあり、実際の申請件数が25件ございました。令和3年度、まだ2月の現在ですが、件数的には、人数が8人で件数が10件とかなり少なくなっております。ここ二、三年見ておられます、令和2年度はぐんと上がってきたところでございますが、ようやく不妊治療という言葉が広がり、治療していこうという方が増えてきたのが令和元年、2年、その辺なのかなと思っております。そこに来て、今、このコロナ禍ということがございまして、ほかの方々の出産につきましても、コロナによって妊娠を控える、出産を控えるという方が多くなっていると聞いております。そういったことがございまして減少しているのかなと推察しております。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。やはりコロナの影響で少子化が進んでいるということは、国だけではなく、町が1世帯1世帯に密に接することができる唯一の自治体ということもあるので、今後いろいろな策をやっぱり打ち出していただきたいと思います。

そのためにもちょっといろいろなデータを頂きたいのですが、松田町においての不妊治療、不育症治療助成を受けられた年代別データ、また、兄弟姉妹がいる世帯と一人っ子世帯の割合、専業主婦世帯と共働き世帯の割合が分かりましたら教えてください。

子育て健康課長 今、手元にあるものにつきましては、年度ごとの申請件数と、あとお1人目、2人目、3人目と、そういったものの資料はございますが、年代別、あとは専業主婦かどうかというところのものまではございません。分かる範囲で申し訳ございませんが、その専業主婦かどうかというところを調べてはみますが、分かる範囲で申し訳ございませんが、そういった資料を整えて、またお渡ししたいと思っております。

1 番 唐 澤 分かりました。では、分かり次第また情報を共有してください。

新しく子育て支援策や少子化対策を打ち出す際に、町民の声や国等のデータ収集も必要ですが、近隣の医療機関、特に産科や小児科との連携も必須と考えています。そのためにも民間企業に限らず医療機関とも包括連携協定等を締結し、有益なデータ、情報収集、意見交換等を活性化し、施策実現に生かす働き

があってもいいと思いますが、そのように対応していくお考えはありますでしょうか。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。包括連携協定でございますが、この包括連携協定につきましては、様々な分野にわたる、いわゆるパブリックマインドである企業等との緊密な相互連携と協働によって、町民サービスの向上を図るとともにですね、地域活性化を推進することを目的にし、今、締結を13団体と締結をしております。町としては、企業等と町がそれぞれの資源、特色を生かしながらですね、多岐にわたる分野で協定を締結して進めていますので、今後ですね、文字どおり包括的ということがございますので、地域の課題、そして解決、そしてよりよい町民サービスの提供に向けてですね、連携していくものだというふうに考えている観点からですね、いわゆる健康増進事業や子育て支援事業、そして地域の安心・安全な暮らしに町民サービスを向上させるという意味では、今後進めていきたいというふうに私のほうは考えておりますので、そうした中でですね、企業等と、担当者と町の担当者とですね、マッチングをしながら、よりよいサービスの提供ができるように調整していくように考えていきたいというふうには思っております。以上です。

1 番 唐 澤 前向きな回答をありがとうございます。ぜひ医療機関等とも連携を取って生かしていただきたいと思います。

それでは、(2)についての再質問をさせていただきます。この産後ドゥーラということに関する事は、ちょうど6年前の本議会の一般質問の際に、南雲まさ子議員が細かく分かりやすく説明し、言及してくださっています。当時の議事録を読んでもいただければ分かりますし、当然どういった仕組みなのかは理解されていると思いますので、産後ドゥーラに関する説明は、ここでは割愛させていただきますが、当時の町長の答弁では、前向きに検討しますと話されています。そこから今日までの6年間で、検討され、実施されている内容の進捗状況、また、6年を有している理由を教えてください。

子育て健康課長 産後ドゥーラの仕組みについては、いろいろと助産師さんが中心になって動いていただいている、そういったところだと思っております。資格が必要など

ころも分かっておりますが、この6年間の間、そのドゥーラの導入がなかったという御質問でございますが、町独自のそういった訪問事業とか、そういったところに対応できるところはやってまいりました。町独自の中にその助産師の訪問というところもございまして、その中で必要に応じて母乳相談とか、そういったお悩み相談、そういったものもやっております。ただ、箱根町さんのほう、そういったところを見ますと、その中に家事サービスとか育児サービス、そういったものも最近見ております。実際にその家事サービスや育児サービス、そういったところを御希望される方がいらっしゃるのかどうか、申し訳ありませんが、そこまでまだ調査のほうは進んでおりませんので、これからまた訪問する機会はたくさんございますので、その中でちょっと現状を確認してまいりたいと思っております。

1 番 唐 澤 御回答ありがとうございます。1つの事業を導入するのに、やはり多くの時間がかかっていく、様々な調査も必要だとは思いますが、やはり困っている人は今すぐにでも助けていただきたいという状況なわけです。なので、スピード感を持ってやはり対応していただきたいと思っております。

2つ目なんですけれども、近隣の医療機関、産科、小児科に産後の母子の状態についてヒアリングしたところ、産後の心身のつらさ、子育ての大変さを訴え、ストレスがピークに達している時期が産後2週間から1か月までの辺りが一番多いというデータが上がっているとのこと。しかし、その時期にアプローチする支援が自治体を含めて弱い現状にあります。このデータから読み取れるのは、自治体が産後1か月から2か月頃に実施している助産師さんによる訪問事業だけでは、母子は比較的落ち着いているタイミングで実施されているのもあり、潜在的に残っている母子の心身の状況を把握するには、対応が弱いのではないかと感じています。子供の身体測定や、母親に対してアンケートを実施することも大切ですが、それだけでは、社会問題に発展している産後鬱や乳幼児虐待を未然に防げるとは到底思えません。データからも分かるように、もっと早い段階からの支援が必須だと私は考えています。そのためにも、産後ドゥーラ等の産後ケアを強化していくことは必要不可欠だと思っております。ま

た、現在行われている子育て支援センター、ファミリーサポート支援も現代の子育て世帯に寄り添った支援内容に、より改善されていくべきと考えています。

そこで、日頃から疑問に感じていることなのですが、産後すぐから生後4か月頃の子育て支援が重要である現状にもかかわらず、保育所や子育て支援センター、ファミリーサポート支援制度も生後4か月からではないと参加できない、サポートを受けることができないとなっている現状になっている理由はなぜなのか、教えてください。

子育て健康課長      ファミリーサポート事業、あとは保育園ですね、そちらのほうが4か月以上となっているところは、お母さん抜きで首の座らないお子様をお預かりするというので、そういったリスクがあるために4か月以上となっているようです。支援センターのほうはですね、お母様とお子さんが御一緒にいらっしゃいますので、特に4か月以上という定めはなく、もう生まれてすぐにでもお母様と一緒においでいただくことができれば、そこは受け入れております。中には、もう妊娠中から支援センターのほうに通っていただいて、出産後すぐに来られているお母さんもいらっしゃるといことは聞いております。

1 番 唐 澤      ありがとうございます。保育所の預ける開始年齢ですよ、月齢生後4か月から、確かに首の座っていない子を預けるといのはとても危険なことでもありますし、お母さんたちにとってもすごく心配な要素ではあると思います。ただ、今私たちの世代というのは、共働き世帯で、子供を預けて働かないと生きていけないという世帯が結構多いんですね。なので、その開始、月齢の開始なども含めて、ファミリーサポートでも病児、ちょっと熱が出たぐらいでも預けられるというような、やはり時代に沿った内容にいま一度、皆さん様々なところで議論を重ねて改善していただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

もう一つなんですけれども、産後ドゥーラという事業を、じゃあ自治体が導入して実施するとなると、確かにとても大変になってくると思います。今ある松田町の産後ケア応援成金制度、これは、この1市5町を見ても松田町のみ、とてもすばらしい助成制度だと思います。この助成制度の対象範囲が、お母さ

んと赤ちゃんがそういう施設に行って宿泊する、あくまでも行くというところに対象となっているんですけど、産後ドゥーラという、そういう支援を来ていただく訪問型の支援に対しても適用範囲を広げるということは、すぐにできることだと思うんですが、その辺りのお考えをお聞かせください。

子育て健康課長 御提案、ありがとうございます。その産後ケア事業の中で、今まで私のほうでは、宿泊とかデイサービス、そういったところだけを考えておりましたが、その辺につきましては、これからちょっとまた考えさせていただきたいと思っております。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。ぜひですね、今すぐにでも対象範囲を広げて、コロナ禍でやはり妊娠・出産をただでさえ怖がっている中、一生懸命頑張っている世帯もたくさんあります。それに対して手を差し伸べられるのは、やはり行政だと思うんですね。なので、しっかりと調査して、導入に向けて動いていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

あとですね、ちょっと気がかりなことが1点ございます。2月14日に議会全員協議会の資料でお配りしていただきました松田町第6次総合計画の進捗状況に対することの資料が配られてまして、児童福祉のところの子育て支援だったり、保育サービスの充実だったり、経済的な支援の充実というところの評価ですよね。そここのところで、審議会での委員意見というのが、意見なし、発言なしというのがすごく続いている。それに対して、少し私の中で将来に対する松田町の子育てに不安を感じています。この審議会での委員構成というのは、どのような形態になっているのかというのを教えてください。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。この審議会におきましては、条例に定める各分野の専門分野ということがございまして、学校の関係、保育園の関係から選出してもらって審議会を構成をしているところでございます。また、自治会をはじめ農政、観光等の、あるいは専門分野から推薦をさせていただいて構成されている。そこにですね、町の職員が全て入って議論をしていくというような流れで今はなっております。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。実際にリアルに今子育てに直面している年代の方が

入られているのかというのは、どうなっていますでしょうか。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。松田小学校の関係のPTAの関係から推薦していただいている方はですね、お子さんが小さくて子育て世代としていろんな意見を持っている方を委員さんとして今受けているところがございます。また、公募の中でもですね、自主的に幅広い形で、子育て世代に限らずですね、そういう人を募集して今回の委員さんとして推進をしているというところでございます。以上です。

1 番 唐 澤 ぜひですね、先輩方の意見だったりとか経験を聞くのもとても子育てに役に立つ、政策実現にも役に立つことなんですけれども、やはり今、リアルに向き合っている人たちの声というものが時代に沿ったやっぱり問題だったり、課題点に気づいているケースのほうがほとんどだと思いますので、そういう人たちをより多く推薦というか、巻き込んでいけるような審議会の形に持っていく努力もしていただけたらなと思います。

では、引き続き、3番目の項目に関して再質問させていただきます。まず、新年度予算で計上されております子育て応援給付金、これは本当に素晴らしいものなので、ぜひずっと継続していただきたいなと思っています。

その先の一つの視点としまして述べさせていただきたいんですが、行政は確かに全ての町民に対して公平で平等な立場であるべきです。しかし、答弁で述べられた、こちらに支援すると、それに対象にならない方々に支援ができないというようなひずみがやはり生まれてしまって、不公平さや不平等さというものが見えてくる。なので、政策を打ち出すのにもいろんな配慮だったりとか、いろんなことを調査してつくっていかねばなりません。確かにそうなんですけれども、それって本当に不公平で不平等な扱いになるかということのをいま一度考えていただきたいなと思っています。

というのも、まずどのような世代が今、子育てに直面しているかということです。現在、最も多く子育てに直面している30代から40代の世代というのは、氷河期世代、非正規雇用であふれた時代に直面している世代です。ちょうど私の世代なんですけれども、本当に就職難に陥って大変な状況の中、仕事もなく

ということです。結婚し、子供を養うどころか、自分1人の生活や将来の保障もままならないと感じている世代が、それでも誰かを愛して、将来への希望を捨てず、夫婦で共に働き、協力しながら子育てをしているという現状にあります。

実際に、内閣府が提供しているデータでも、もう何年も前から専業主婦世帯を共働き世帯が大きく上回っていることは御存じのことと思います。専業主婦世帯にかかわらず、共働き世帯が増え、共働き世帯の中にも雇用されている場合や自営業で生計を立てている場合、時代とともに子育ても多様化しています。専業主婦世帯の子育てには、そこに特化した子育て支援を、雇用されている場合、自営業で生計を立てている場合、もしくは配偶者の扶養に入り、働きながらの子育てには、それぞれに特化した子育て支援をすることが必要だと私は考えています。そのように、それぞれの状況をしっかり分析し、それぞれの状況に応じた子育て支援を打ち出していくことは、むしろ無駄を省き、節約を図りながら、本当に必要な支援を公平に、平等に実施できていると考えています。

このように、それぞれの状況をしっかり分析し、それぞれの状況に応じた子育て支援策を打ち出していくことは、とても手間もかかります。しかし、移住、定住化を掲げている松田町として、全国のこういった背景を抱えている子育て世帯を巻き込んでいく、選んでいただくためにも、松田町で安心・安全な子育て環境が持続されるためにも、どんなに手間であったとしてもやっていかなければならないと考えますし、町民の方々にも一つ一つの支援をしっかりと説明し、説得し、納得していただける働きかけを行政がしていくべきだと考えています。それぞれの状況に応じた子育て支援策を打ち出していくことに対して、いま一度町長のお考えをお聞かせください。

町長 御質問ありがとうございます。今回の御質問で、本当によかったなと思うのがですね、まさに保険の仕組みから始まっていくんですね。今いただいているのは、一般的に民間企業がよく入っている社会保険の話がされていると思いますが、これを行政に当てはめるとですね、行政は満額もらっているんですよ。一般の社会保険に入っている人たちは3分の1はもらえないというよう

な状況。ただし、じゃあ行政側が保険をちゃんと払っているというね、払っているからその還付がされているような感じで満額もらっているというこの状態。これ、国民健康保険に入っている人たちは3分の2すらもらえないと。当然というか、そこはまたその給付事業ができるような格好での保険費を払っていないからというような話もありました。

これ、もう一個言うと、この育児休業手当、これもですね、雇用保険に入っている、入っていないによって、もらえる、もらえないが出てくるので、基本的に大きい会社さんというのは、もう雇用保険に大体入っている。なので、ある程度補償もされるので、長期、そこから育児休暇というのができても、ある程度半分とか、60%とかというのは補償はできるというようなことの中でやっているというふうなこともよく分かりました。

最後の私の答弁の中にちょっと書かせてもらったのは、まさに唐澤議員が言われているように、ずっと調べれば調べるほどですね、本当に人口問題に引かかってくるわけですよ。例えば、自営業でやっている人は国民健康保険ですよ。だから、そのときに、何て言ったらいいかな、例えば嫁さんをもらうと行ったときに、個人事業主のところに行って、よっぽど給料がよければいいですけど、そっちへ行ったら、すぐもし子供ができちゃったら、もう本当に預けてすぐ仕事をしないと生活ができないという人たち。それはなぜかというと経済が成り立たないからですよ、家庭の。ということなんかも非常に分かったことなので、一番最後にちょっと書かせてもらっているように、ちょっと今、時間がかかるというのも多少あると思います。ただし、分母がそんなに多くないので、ちょっといろいろ細分化をしながらですね、データを出して、すぐ3分の1がぼっとできるかどうかですけど、なるべく、念頭に置きつつというふうなのを書いたのは、やっぱり平等というのは念頭に置かなきゃいけない。ただし、そのやりながらの順番があるよね。最終的にここを助けるよ。だからちょっと待ってて。まずここからやる。2番目はここ、3番目は。そういったロードマップをしっかりと説明できるようになりながらちゃんと予算化をして、しかるべきときに議員の皆さん方にお諮りをして、今本当に困っている子育て世

代の方々というような方々も含めてですね、要は少しでも子供さんを産みたいとか、生まれる環境を松田町が独自にやりながらほかを巻き込んで、最終的には国も動かせればいいなというふうに思っている事業かなというのが、私もそういう格好で今回気づかせてもらったので、担当課も含めながらですね、事業化に向けていろいろな調査も含めて準備していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番 唐 澤 前向きな答弁をありがとうございました。本当にですね、今の時代の子育て世帯、共働き世帯がもうほとんどです。やはりどちらかが働けなくなると、その家庭がもう死活問題になるわけですね。生きていくことができない、子供を守るどころか。妊娠・出産というのは、本当にすばらしくおめでたいことなんですけれども、そういうことにすらちゅうちょしてしまう、もうそれ、経済的なことでそれをちゅうちょする、もしくは諦めてしまうというのは、非常にもったいないことだと思うんですね。体の問題で子供ができないというのは、もう本当につらいことだと思うんですけど、お金の問題で解決できるなら、とても安い問題なんじゃないかと私は個人的には思っています。本当は国とか県が率先して本当に動いてほしい分野なんですけれども、でも、国や県がやっぱり動いていないことを逆にチャンスに捉えて、うちの町はこんなに細かい視点で全ての世帯に支援できている、それを全面に出しているいろんな子育て世帯、そしてその生まれた子供がやっぱりこの町で生きていきたいと思えるような、そういうプラスのパターンをぜひ生み出していただきたいなと思います。

私の質問は以上となります。引き続き、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第2号、唐澤一代君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取ってください。午後は1時より再開いたします。

(11時41分)